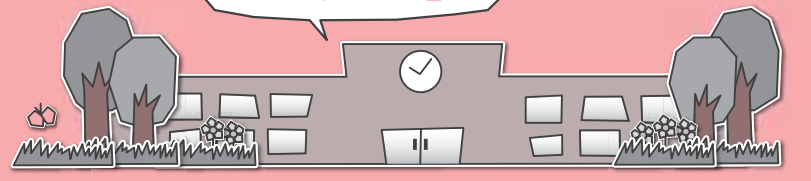


インフォメーション



各教室へ参加を希望されるかたは各施設までお電話でお申し込みください。
※月曜日・祝日は休館日、月曜祝日の場合は火曜も休館

- 各施設お問合せ先**
- 中央公民館 ☎82-2435 海洋センター ☎82-0858
 - 東部公民館 ☎82-1241 わたらせ自然館 ☎82-1935
 - 南部公民館 ☎82-1424 文化財資料館 ☎91-4018
 - 北部公民館 ☎77-1855

受講生募集

各公民館
活き生き学級
期間 5月〜平成30年2月(全10回)
内容 健康や趣味の講座・世代間交流など
対象 町内在住の60歳以上のかた40名
申込先 在住地区の公民館

中央公民館
パドル体操教室

期間 5月11日(木)〜6月1日(木) 毎週木曜日(全4回)
時間 午後1時30分
内容 しゃもじ形の補助具「パドル」を使い、音楽に合わせて有酸素運動を行います。
対象 一般成人20名
持参品 ヨガマットまたはバスタオル・飲み物
服装 運動のできる服装・運動靴

東部公民館
おもてなし料理教室

期日 5月9日(火)・7月4日(火)・9月12日(火)・11月14日(火)・平成30年1月16日(火)・3月13日(火)
時間 午前9時30分

北部公民館
せつけんアート教室

内容 ヒと手間の簡単に作れる料理実習
対象 一般成人女性10名
(お申込みが多い場合は12名まで参加可能)
材料費 1回1,000円程度
持参品 1人お米一合・エプロン・三角きん・持ち帰り用の容器



期日 5月20日(土)・7月15日(土)・9月16日(土)・11月18日(土)(全4回)
時間 午後1時30分
内容 1本のナイフでかわいい花々を削り出します。
対象 一般成人15名
材料費 実費負担(1回1,000円〜1,500円程度)

北部公民館
四季の園芸教室

期間 5月・7月・10月・12月(全4回)

国際交流協会
第一期英会話教室

初めてのかたも大歓迎です。英会話を通して、異文化を学んでみませんか。
期間 5月7日(日)〜7月9日(日) 毎週日曜日(全10回)
時間 午後7時〜8時30分
場所 東部公民館
講師 国際交流協会スタッフと英語を母国語とする外国人
内容 ①英会話の基本パターン
②海外旅行を想定した英会話
③ホームステイ受け入れの英会話
定員 15名
受講料 5,000円(国際交流協会会員は4,000円)
申込締切 4月28日(金)(定員になり次第、締め切ります)
主催 板倉町国際交流協会
申込先・問合せ 板倉町国際交流協会事務局(教育委員会)

イベント情報

中央公民館
絵手紙の作品展
期間 4月1日(土)〜28日(金)
時間 午前9時〜午後5時
※最終日は午後3時まで

南部公民館
子どもの広場

期間 5月〜平成30年2月 毎月第2水曜日(全10回)
時間 午前10時30分
初回 5月10日(水)
内容 絵本の読み聞かせ、リズム遊びや工作など
対象 1〜3歳の親子20組
持参品 のり・はさみ・飲み物
希望日にご参加ください。

北部公民館
ちびっ子広場

期間 5月〜平成30年3月 毎月第3水曜日(全10回)
※5月は第4水曜日・3月は第2水曜日
時間 午前10時30分
初回 5月24日(水)

わたらせ自然館
朝風会絵画展
会員の皆さんが描いた水彩画、油絵、デッサンを展示します。
期間 4月6日(木)〜16日(日)
時間 午前9時〜午後4時30分
※最終日は午後3時まで
出展 朝風会絵画クラブ
入館料 無料

わたらせ自然館
遊水地フォトコンテスト作品展
第17回渡良瀬遊水地フォトコンテスト入賞作品を展示します。
期間 4月27日(木)〜5月7日(日)
時間 午前9時〜午後4時30分
※最終日は午後3時まで
入館料 無料

お知らせ

お知らせ
春の青少年健全育成運動
現在、県内では春の青少年健全育成運動を実施中です。

ご利用ください
英語検定料助成



町では、平成29年度より英語検定(公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定)の検定料を半額助成します。

初めて携帯電話を手にすることが多い卒業・進級・進学
の時期です。トラブルに巻き込まれることなく子どもたちが気持ちよく進級・進学できるように家庭や地域で見守りましょう。
また、町においては青少年育成推進員による夜間の防犯パトロールを実施します。
実施期間 3月15日(水)〜4月30日(日)
推進目標 県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組みよう。
問合せ 生涯学習係(中央公民館)

小中学校給食費の無料化を実施します
町では、平成29年度より、町内小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の無料化を実施します。
学校給食費の無料化は、町が給食費を負担することで、子どもを育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備と食育の充実を図るとともに、少子化対策を推進することを目的として実施されるものです。
食物アレルギー対応の補助給食費の無料化に伴い、食物アレルギーのため、給食の代わりに弁当を持参している児童生徒について、その経費を補助します。
対象者 町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の①〜③のいずれかに該当するかた。
①食物アレルギーのため、弁当対応をする児童生徒の保護者
②食物アレルギーのため、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者
③牛乳アレルギーのため、学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者
補助金額
①学校給食費相当額
②学校給食費相当額から牛乳代金相当額を差し引いた額
③学校給食の牛乳代金相当額
申請方法 申請書は、各町立小中学校で配布します。所定の申請書に必要事項を記入の上、在籍する学校に提出してください。
問合せ 総務学校係
☎内線611

